

令和5年度雪堆積場産業廃棄物処理業務仕様書

札幌市建設局土木部雪対策室

仕 様 書

1. 業務名

令和5年度雪堆積場産業廃棄物処理業務

2. 業務期間

契約締結の日から令和5年10月31日まで。

3. 業務内容

本業務は、札幌市が管理する雪堆積場から発生した産業廃棄物について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令に基づき、収集・運搬及び処分を行うものである。

4. 予定処理品目

- ・ 廃プラスチック類
- ・ 廃タイヤ
- ・ 金属類
- ・ 電気製品
- ※家電リサイクル法に定めるリサイクル対象品（家電4品目）は対象外。
- ・ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
- ・ がれき類
- ・ 廃電池（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
- ・ 混合廃棄物（上記品目を2種類以上含むもの）

5. 予定処理量

別紙1のとおり。ただし、処理品目と処理量は融雪後に確定するため、実績に応じて清算するものとし、この予定処理量を保証するものではない。

6. 収集場所

別紙2のとおり。

7. 処理施設への搬入方法

収集日は各雪堆積場の融雪状況によって異なるため、収集日及び収集場所は、委託者からの依頼に応じてその都度協議のうえ決定し、各雪堆積場に集積された産業廃棄物を収集・運搬し、各処理施設に搬入する。

また、参考として各雪堆積場における過年度の処理実績を別紙2に記載する。

8. 契約単位

4. 予定処理品目に記載の品目ごとに、1kgあたりとする。

9. 産業廃棄物の計測及び伝票処理

受託者は、各収集日において委託者の指定する者立会いの下で搬入計測を行い、計量伝票は清算の基礎数値とする。

10. 処理量の報告

受託者は、2. 業務期間に定める各月において、処分が完了した廃棄物を4. 予定処理品目に記載の品目ごとに集計し、速やかに委託者へ報告すること。

ただし、処分実績のない月は除く。

11. 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

収集する雪堆積場ごとかつ処理品目ごとの産業廃棄物管理票（マニフェスト）に必要事項を記入の上、関係法令に基づき、廃棄物が適正処分されたことを委託者へ報告すること。

なお、産業廃棄物管理票（マニフェスト）は受託者が用意すること。

12. その他

この仕様書に明記されていない事項については、委託者との協議によること。

予定処理量

処理品目	予定処理量
廃プラスチック類	1,200kg
廃タイヤ	300kg
金属類	150kg
電気製品	50kg
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	50kg
がれき類	10,800kg
廃電池（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）	1kg
混合廃棄物	1,200kg

※処理品目と処理量は融雪後に確定するため、実績に応じて清算するものとし、この予定処理量を保証するものではない。

